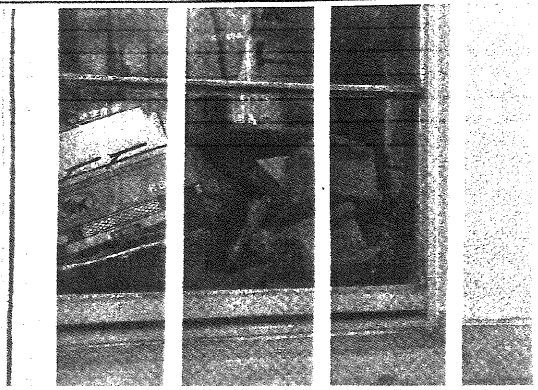


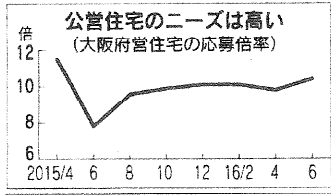
孤独死 家財どう処分

公営住宅の入居者が孤独死した後に残された家財の片付けで自治体が苦慮している。家財は相続人の「財産」となり処分には同意が必要だが、相続人が見つからない場合の対応について明確な法規定はない。大阪府や和歌山県は「高齢化で孤独死はさらに増える」として、一定期間たてば処分できる規定の新設を国に求めている。

南河内地域にある大阪府営住宅の一室。入居者は1年半前に死亡した



公営住宅 5年以上放置も 国交省、年内に指針まとめ



大阪・南河内地域におる府営住宅1階の一室。窓越しに部屋をのぞくと、段ボール箱やコンクリートブロックが窓際まで無造作に積み重ねられているのがわかるが、府の担当者は「ゴミに見えるが手が出せない」と話す。部屋にひとり暮らししていた男性は、誰にもみとられず2014年末に死亡。1年半、部屋は手つかずのまま次の入居者を迎えられないでいる。

府営住宅12万7千戸のうち、入居者が孤独死した後の片付けができていない物件は約190戸

（15年12月時点。長いものだと5年以上家財が置かれたままの部屋もあるという。担当者は「公営住宅の趣旨は所得が低い人に生活基盤を提供すること。早く次の入居者を迎えられるようにしたいが……」と表情を曇らせる。年6回募集する府営住宅の応募倍率は10倍者。高齢化により孤独死が増えれば、相続人探し

は難航することが多いと嘆く。大阪は地方出身の入居者も多く、普段はつながりのない市町村へ照会する手間もかさむ。5千戸あまりの県営住宅がある和歌山では他県出身の入居者は少なく、相続人は比較的に見つけやすいという。ただ担当者は「高齢化により孤独死が増えれば、相続人探しは切実な問題になる」として、6月に大阪府と共同で規定の新設を要望。京都府の場合は相続人が見つからず放置されている物件が数戸にとどまるものの、「今後案件は増える」とみている。

統一の規定がないため、各自治体は独自の対応策を取っている。兵庫県は県営住宅の入居契約時の連帯保証人を原則に「親等内の親族に限っているか」とどのような根拠に基づき移動させているか一などを聞くアンケート調査を始めた。9月に集計し、結果を受けて年内に対応策をまとめる。国交省の担当者は「新たな法律制定はハードルが高いかもしれないが、アンケートで先進自治体の対応を学び、指針としてまとめたうえで……」

ながら6人で相続人探しにあたる。市町村に照会し「戸籍から親や子ども、兄弟とたどっていく。担当者は「孤独死した人の中には離婚など家族関係で問題を抱えていた人も少なくない。相続人探しは難航することが多い」と嘆く。大阪は地方出身の入居者も多く、普段はつながりのない市町村へ照会する手間もかさむ。5千戸あまりの県営住宅がある和歌山では他県出身の入居者は少なく、相続人は比較的に見つけやすいという。ただ担当者は「高齢化により孤独死が増えれば、相続人探しは切実な問題になる」として、6月に大阪府と共同で規定の新設を要望。京都府の場合は相続人が見つからず放置されている物件が数戸にとどまるものの、「今後案件は増える」とみている。

統一の規定がないため、各自治体は独自の対応策を取っている。兵庫県は県営住宅の入居契約時の連帯保証人を原則に「親等内の親族に限っているか」とどのような根拠に基づき移動させているか一などを聞くアンケート調査を始めた。9月に集計し、結果を受けて年内に対応策をまとめる。国交省の担当者は「新たな法律制定はハードルが高いかもしれないが、アンケートで先進自治体の対応を学び、指針としてまとめたうえで……」